

## 公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

独立行政法人 日本貿易振興機構

副理事長

### 1. 調達内容

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 公示日      | 2026年1月16日   |
| (2) 案件名      | 貿易投資相談における国際法務に関する情報照会対応   |
| (3) 採択予定者数   | 3者程度に対しての委託を予定。  |
| (4) 調達案件の仕様等 | 公募説明書及び公募説明書添付資料による。   |
| (5) 履行期間     | 2026年4月1日から2027年3月31日まで。   |
| (6) 履行場所     | 公募説明書及び公募説明書添付資料による。   |
| (7) 応募方法     | ①応募者（個人又は法人）は、公募説明書に指定する必要書類をもって申し込むこと。法人による応募の場合、応募者は複数の業務従事予定者を提示することができる。公募説明書で定める評価基準を基に選定した3者程度の個人又はそれが所属する企業・団体を採択者として決定する。<br>②応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。 |

### 2. 競争参加資格

日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。

### 3. 応募資格

- (1) 個人又は法人格を持つ企業・団体（地方公共団体を除く）であり、本事業に関する委託契約を日本貿易振興機構との間で直接締結できること。
- (2) 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 経済産業省が定める経済産業省所管補助金交付などの停止及び契約に係る指名停止などの措置に該当しないこと。
- (4) 本事業を運営・管理できる能力を有しており、本事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。法人による応募の場合、前段の目的を達成するために必要な経営基盤を有していること。
- (5) 日本貿易振興機構が求める経理及びその他の事務についての説明・報告ができるなど、日本貿易振興機構が本事業を委託する上で必要とする措置に適切に対応できること。
- (6) 個人による応募の場合、反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体に所属する個人でないこと。法人による応募の場合、反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体でないこと。
- (7) 公募説明書4. に示す「委託契約締結者（個人申込の場合）の要件」を満たすこと、又は「業務従事予定者（法人申込の場合）の要件」を満たす者が1名以上いること。

#### 4. 応募書類の提出場所等

##### (1) 応募書類の提出場所・問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階

日本貿易振興機構 海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

担当：荒川、三宅

TEL : 03-3582-5651

E-mail : SCB@jetro.go.jp

※提出は信書便（書留郵便等配達の記録が残るものに限る）、持参、E-mail のいずれかに限る。

※FAXでの応募は受け付けない。

※法人申込の場合においては実印を捺印すること。

※E-mailでの提出の際には、件名を下記のとおりとすること。提出後に必ず電話等で受領の確認を行うこと。提出後、原本を速やかに郵送すること。

「貿易投資相談における国際法務に関する情報照会対応応募書類送付」

※応募書類は返却しない。

※応募書類の作成や面談に係る旅費など、本公募に関して生じた経費は支給しない。

##### (2) 公募説明書の交付場所

本公告の日から上記4. (1) のE-mail宛に申請した者及び公募説明会参加者に対して交付。

E-mailの件名「【公募説明書交付希望】貿易投資相談における国際法務に関する情報照会」とする。

##### (3) 公募説明会の日時及び場所

①実施日時：2026年1月23日（金） 11時00分～12時00分

②実施場所：Microsoft Teamsによるオンライン形式。

③受付方法：参加希望者は2026年1月23日（金）08時00分までに上記4. (1) 宛にE-mailにて申し込むこと。

※E-mailの件名は「【公募説明会参加希望】貿易投資相談における国際法務に関する情報照会対応」とする。

※1者あたりの参加人数は2名までとする。

※Microsoft Teamsは必ず事前にバージョンを確認し、最新版に保った状態で使用すること。

※IDや会議リンクを許可なく第三者へ提供することを禁ずる。

※公募説明会における撮影・録音・録画を禁止する。

##### (4) 質問の受付

質問は以下の宛先・期間にE-mailにて受け付ける。

宛先：日本貿易振興機構 海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

担当：荒川、三宅

E-mail : SCB@jetro.go.jp

受付期間：公募説明会終了後より2026年1月27日（火）17時00分まで

質問の回答期限：2026年1月29日（木）17時00分まで

質問の回答方法：E-mail（公募説明書を受領した者全員に回答する）

##### (5) 応募書類の受領期限

2026年2月6日（金）17時00分（信書便、持参、E-mailいずれの場合も必着のこと。）

#### (6) 採択結果通知

2026年3月上旬（予定）にE-mailによる書面にて通知する。

### 5. 業務委託の金額

本公募あたり年度3,892,500円（消費税及び地方消費税別）を上限とする出来高精算とする。ただし、本事業に係る予算が措置されない場合には、委託期間を変更又は案件を取り止めことがある。なお、特に記載のない費用については業務委託料に含まれる。

### 6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨。
- (2) 応募者に要求される事項：応募者は採択結果通知日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 契約書作成の要否：要。
- (4) 詳細は公募説明書及び添付の仕様書による。
- (5) 本調達案件は2026年度に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間の変更又は案件を取り止めることがあり得る。
- (6) （法人による応募の場合のみ）業務従事予定者の選定及び契約期間中における業務従事者変更応募者は、応募にあたり、所属する業務従事予定者が業務従事者の要件を満たしていることを事前に確認すること。なお、契約期間中に、災害、健康上の問題などの事由により業務続行が困難な場合、指導内容、指導姿勢などに重大な問題や支援先とのトラブル、または事務手続き、業務報告などにおいて重大な問題を起こした場合には、業務委託先と日本貿易振興機構で協議の上、業務従事者を変更するように依頼することがある。
- (7) 審査の経過、結果に関する問い合わせには応じない。

### 7. 個人情報の取り扱い

本公募による業務委託先採択過程で知り得た個人情報は、業務委託先選定及び業務委託契約締結のために使用する。

#### <独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力を願います。

なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）